

観光統計データに係るダッシュボード改修等業務委託仕様書

1 業務の目的

本県では、市町・DMO 等における EBPM(Evidence Based Policy Making: データ等の合理的根拠に基づいた政策立案)の推進を目的として、三重県の様々な観光統計データを分析しやすい形で視覚化し、市町・DMO 等が活用できるよう Web サイト「三重県観光統計データ」(<https://www.tourism-statistics.pref.mie.lg.jp/>) (以下、「HP」という)を公開・運用している。

- ①データに基づいたインバウンド戦略の策定など、データに基づき観光施策を推進していくこと。
 - ②DMO の登録制度にかかるガイドラインが改定され、観光地経営戦略の策定の義務化、KGI 及び KPI の設定に伴う各種データ等の収集及び分析ができる仕組みの構築などが DMO の登録要件とされたこと。
- など、データ収集・分析の重要性が高まっていることから、本業務では、市町・DMO 等における EBPM のさらなる推進のために、収集したデータの HP への掲載について、その視認性・利便性を高め、利用促進を図ることを目的とする。

2 契約期間

契約日から令和8年3月26日(木)まで

3 業務内容

(1) Tableau ダッシュボード改修等業務

観光庁の宿泊旅行統計の HP への掲載について、以下に記載の現状、課題をふまえ、それを解決するために最適と考える手法を提案すること。

【現状】

- ・観光庁の宿泊旅行統計について、HP に Tableau ダッシュボードにより掲載をしている(<https://www.tourism-statistics.pref.mie.lg.jp/data/3/>)。
- ・更新は、以下に記載の「活用データ」のエクセルファイルをシートごとに、職員が別のエクセルファイル(マージファイル)に転記し、転記されたデータを Tableau Prep Builder を用いて不要なデータを削除するなどのクリーニングや加工をした後、Tableau ダッシュボードへ出力することで、データを更新している。
- ・更新頻度については、月次データは毎月。確定値については年に 1 度。申請のうえ観光庁から提供されるローデータについては、適宜更新を行っている。

(HP 掲載場所)

宿泊旅行統計のページに掲載

- ・HP 宿泊旅行統計

<https://www.tourism-statistics.pref.mie.lg.jp/data/3/>

(活用データ)

観光庁ホームページに掲載の集計結果及び観光庁提供のローデータを活用

- ・観光庁宿泊旅行統計(観光庁ホームページ掲載)
「〇年(令和〇年)〇月分(第2次速報値)集計結果」
「〇年(平成(令和)〇年)1月～12月分(年の確定値)集計結果」

https://www.mlit.go.jp/kankocho/tokei_hakusyo/shukuhakutokei.html

・観光庁宿泊旅行統計(ローデータ)

項目については、観光庁のホームページに掲載されている調査票を参考としてください。

【課題(掲載内容)】

主な課題は以下のとおり。

- ・HPに掲載しているグラフ(データ)が多いため、市町・DMO・観光協会を含むユーザーが必要とするグラフを探し出しにくく、視認性・利便性に課題がある。
- ・国・地域別外国人延べ宿泊者数について、HPに掲載しているのは、円グラフのみであり、データを詳細に分析するには利便性に課題がある。
- ・観光庁宿泊旅行統計第2表の「延べ宿泊者数」は下表のとおり、「観光目的の宿泊者50%以上」と「観光目的の宿泊者50%未満」の合計が「延べ宿泊者数」とは異なっている。一方で、HPのグラフで掲載しているのは「観光目的の宿泊者50%以上」及び「観光目的の宿泊者50%未満」のみで、観光庁宿泊旅行統計第2表の「延べ宿泊者数」をHPのグラフに記載していないため、「延べ宿泊者数」を把握できず、利便性に課題がある。

施設所在地(47区分 及び運輸局等)	延べ 宿泊者数 1)	観光目的の	
		宿泊者が 50%以上	宿泊者が 50%未満
令和7年6月	49,445,780	24,198,640	21,551,600

※観光庁宿泊旅行統計 2025年(令和7年)6月分(第2次速報値)集計結果

【課題(更新作業)】

- ・データの更新にあたり、現在、観光庁宿泊旅行統計「〇年(令和〇年)〇月分(第2次速報値)集計結果」の各シートを手動で転記していることから、前処理の作業量が多い。
- ・年間の確報値が年に1度公表されるが、その際に更新が必要なファイルが12か月分発生し、作業量が多い。

【留意事項】

- ・HPには、「延べ宿泊者数」及び「客室稼働率」を最低限掲載するものとし、視認性・利便性に考慮した Tableau ダッシュボード案を提案すること。このとき「合計(日本人+外国人)、日本人、外国人ごとの着地データ」、「外国人については国・地域ごと、日本人については居住地ごと(都道府県ごと)の発地データ」などが都道府県別に把握できるとともに、見やすく使いやすい内容となるよう工夫すること。
- ・宿泊旅行統計のローデータを活用し、最低限、延べ宿泊者数(合計、日本人、外国人別)については、県内地域別の状況を掲載できるようにすること。
- ・掲載期間は2017年以降とし、契約期間内において、2017年～最新まで更新を行うこと。
- ・契約期間終了後においても、職員自身がデータソースにデータを追加し、Tableau ダッシュボードに最新のデータが常に表示されるような仕組みを構築すること。手法については、マクロの活用等、様々なものが想定されるが、可能な限り簡易な手法を提案し、操作マニュアルを作成すること。

- ・三重県内の市町・DMO・観光協会等が活用することを想定し、三重県の結果を見やすくすることや、同月比較、年比較、他地域比較、他都道府県比較など分析が容易にできるものとする。
- ・宿泊旅行統計内のデータのうち、「延べ宿泊者数」「客室稼働率」以外で、Tableau ダッシュボードに掲載すべきものがあれば、提案すること。例えば、三重県観光振興基本計画において目標項目となっている「平均宿泊日数」は掲載することが望ましい。
- ・公開中の宿泊旅行統計の Tableau ダッシュボードのファイルについては、県から提供可能であるが、データソースについては Tableau Prep Builder を用いて作成していることから、Tableau Prep Builder に接続するためのデータのみ提供することとする。

(2) レポート機能の構築について

県内の状況を把握するため、最低限、「宿泊旅行統計における延べ宿泊者、客室稼働率」及び「HP 掲載の観光施設入込客数(月次)(<https://www.tourism-statistics.pref.mie.lg.jp/data/9/>)」について、月毎にデータ比較したレポートを出力できる機能を構築すること。

レポートは、エクセル・ワードなど出力後の修正が容易な様式にてダウンロードできることとする。イメージとしては以下のとおり。

(想定される内容)

宿泊旅行統計 延べ宿泊者数 : 全体、日本人・外国人別、前年比、令和元年比 等

宿泊旅行統計 客室稼働率 : 前年比、令和元年比 等

観光施設入込客数(月次)(※): 前年比 等

(※)観光施設入込客数(月次)は、令和7年度以降のデータしかないため、来年度以降、前年度と比較できるようにすることを想定

【イメージ】

<月別 延べ宿泊者数と前年同月比>

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
三重県	19,020人 【全国38位】	15,860人 【全国40位】	28,890人 【全国32位】	57,190人 【全国27位】	34,220人 【全国29位】	32,150人 【全国29位】
前年比	138.0% 【全国29位】	112.6% 【全国30位】	160.9% 【全国5位】	175.3% 【全国2位】	161.8% 【全国3位】	169.2% 【全国3位】
全国	15,149,400人	13,760,100人	14,815,040人	17,287,970人	15,859,540人	14,119,970人
前年比	135.2%	116.6%	114.5%	120.4%	116.7%	105.3%

<月別 回復率(令和元年同月比)>

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
三重県	90.3% 【全国40位】	56.0% 【全国45位】	92.2% 【全国41位】	142.1% 【全国17位】	101.4% 【全国38位】	83.2% 【全国40位】
全国	164.5%	148.3%	155.7%	153.2%	163.0%	147.3%

(3) 全体

1. 延べ宿泊者数

	人数	対前年同月比	対令和元年同月比
全国	49,445,780人	97.6%	107.9%
三重県	603,970人(全国20位)	109.5%(全国5位)	91.8%(全国35位)

2. 客室稼働率

	稼働率	対前年同月差	対令和元年同月差
全国	59.0%	+1.7%(57.3%)	-1.6%(60.6%)
三重県	51.7%(全国22位)	+5.9%(45.8%)	-0.3%(52.0%)

	韓国	中国	香港	台湾	米国	カナダ	英国	ドイツ	フランス	ロシア
R7.6	3,920	7,940	940	4,020	1,480	100	230	900	490	50
R6.6	660	4,040	1,560	3,900	1,400	130	160	310	570	10
R1.6	1,460	18,850	2,420	3,320	900	220	360	360	840	50
R7-R6	3,260	3,900	-620	120	80	-30	70	590	-80	40
R7-R1	2,460	-10,910	-1,480	700	580	-120	-130	540	-350	0

(3) その他

業務の実施・提案にあたっては、以下について留意すること。

- ①本県は、Tableau Creator ライセンスを既に有していることから、ライセンス取得費用については考慮しなくてもよいものとする。
- ②データソースの作成に Tableau Prep Builder を用いる場合は、Tableau Prep Builder におけるフローをステップごとに簡単にまとめ、職員にレクチャーすること。

- ③Tableau Prep Builder を含む各種ツールを用いる場合、県の環境において動作確認を行うとともに、ツールの動作等に不具合があった場合は速やかに対応することとし、エラーの解除ができない場合は、代替手法を提案すること。なお、上記にかかる費用に関しては、すべて委託金額の中を含めること。
- ④Tableau のツール全般の操作支援を行うこと。支援の方法は web 会議や、電話による問合せ対応等を想定している。

4 納入成果物

ダッシュボードを作成する業務においては、ワークブック(.twbx)及びデータソース(Excel)に加えて、Tableau ダッシュボード更新にかかる操作マニュアルや必要書類等を提出すること。

5 実績報告書等の提出

委託業務が完了したときは、次のとおり委託業務完了報告書を県に提出すること。

- ①報告期限:令和8年3月26日(木)
- ②記載事項
 - ア 委託業務名
 - イ 契約金額
 - ウ 契約日、契約期間
 - エ 完成年月日
 - オ 実施した業務概要
 - カ その他、事業実施の説明に必要な書類

6 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」(以下「暴力団等排除要綱」という。)第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

7 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約不適合を知った時から1年以内とする。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとする。

8 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1)受注者が契約の履行にあたって、暴力団等排除要綱第2条に規定する暴力団(以下「暴力団」という)、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 三重県観光部観光戦略課に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県観光部観光戦略課と協議を行うこと。
- (2)契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴力団等排除要綱第7

条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

9 その他

- (1)この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。
- (2)契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- (3)本契約により発生した著作物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。)及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとします。また、乙は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとします。
- (4)受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、県の指示に従ってください。
- (5)県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとします。
- (6)受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応してください。
- (7)業務の遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従ってください。
- (8)事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとします。